

# 泉大津市公共施設適正配置基本方針 《概要版》

(公共施設の現状と今後の基本的な考え方)

平成 26 年 12 月 泉大津市

## ◆ はじめに

### (1) 公共施設に関する現状

公共施設は公共サービスを提供する場として、また、市民の様々な活動を支える場として、機能してきました。

しかし、本市の公共施設の多くは、建築後 30 年以上経過し老朽化が進行しており、バリアフリー化や市民ニーズの変化に対応できていないことや、経年劣化により施設の維持管理費用が増大しつつあることなど様々な課題が生じています。さらに、今後集中的に建替えの時期を迎えることとなり、大きな財政負担となることが予測されます。

### (2) 基本方針の策定について

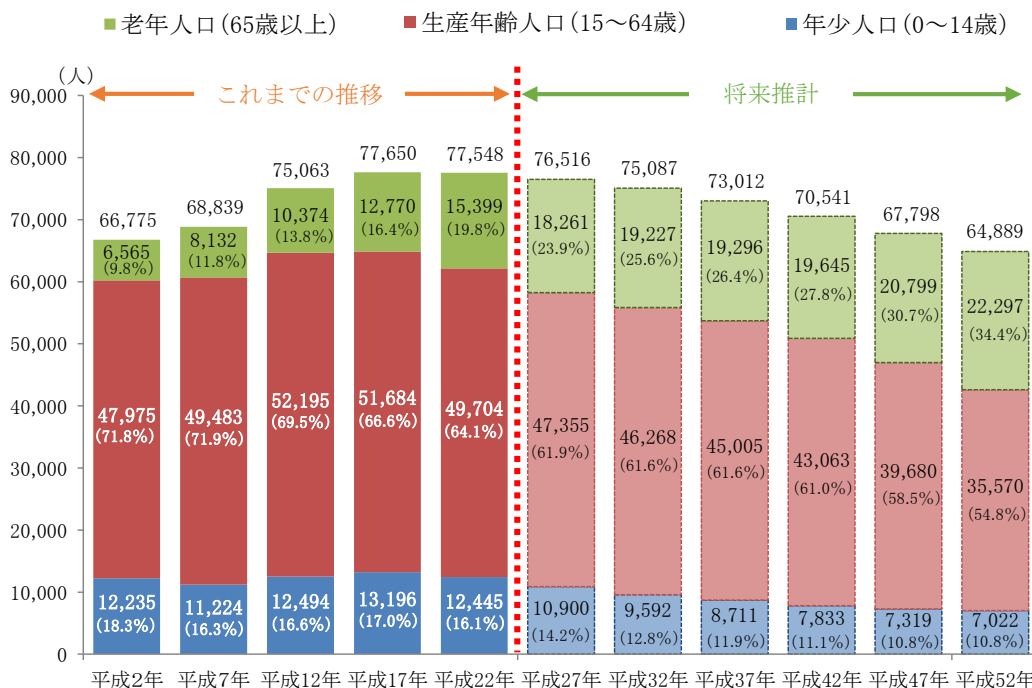
こうした本市の状況を踏まえ、公共施設の適正な配置を実現していくためには、その置かれた現状を明らかにするとともに、真に必要なサービスを見極めていく必要があります。本方針は、公共施設の適正配置について基本的な考え方を示すものです。

## ◆ 本市の概況

### (1) 本市の人口及び将来推計人口

- 本市の人口は、平成 22 年は、77,548 人となっており、平成 2 年から平成 17 年まで増加していましたが、その後、減少に転じています。
- 平成 52 年の本市の将来推計人口は 64,889 人で、平成 22 年から 12,659 人 (16.3%) 減少する見込みです。
- 年齢別に見ると、老年人口が増加する一方、生産年齢人口・年少人口は減少し、少子高齢化が一層進展すると予測されます。

泉大津市の人口の推移と将来推計人口



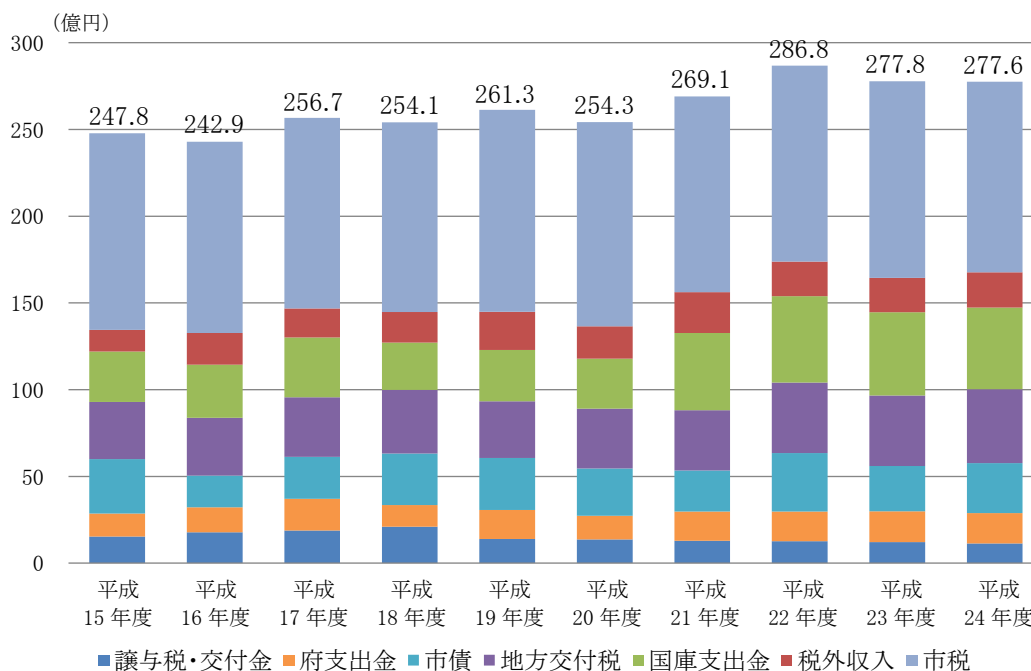
※平成 2 年から平成 22 年までの人口は国勢調査結果を引用。

※平成 22 年の国勢調査を基に、平成 22 年 10 月 1 日から平成 52 年 10 月 1 日までの 30 年間 (5 年ごと) に  
ついて、男女年齢 (5 歳) 階級別の将来人口を推計。(国立社会保障・人口問題研究所の公表結果を引用)

## ◆ 本市の財政状況

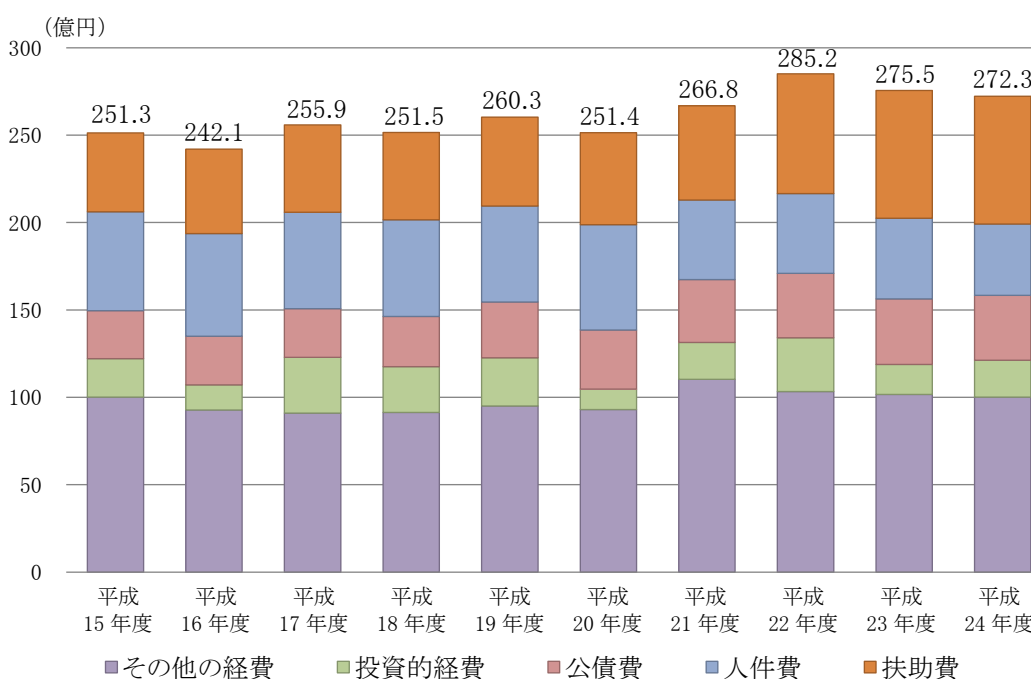
### (1) 歳入状況

- 普通会計の歳入額は平成 22 年度まで概ね増加傾向にありましたが、その後、減少傾向に転じています。
- 生産年齢人口の減少に伴い自主財源（主に市税）の減少が予想されます。



### (2) 歳出状況

- 普通会計の歳出額は、平成 15 年度からは約 242 億円から約 285 億円の間に推移しています。
- 扶助費が増加傾向にあり、今後、高齢化の進展に伴いさらに増加していくことが予想されます。



## ◆ 公共施設の状況

### (1) 公共施設の定義

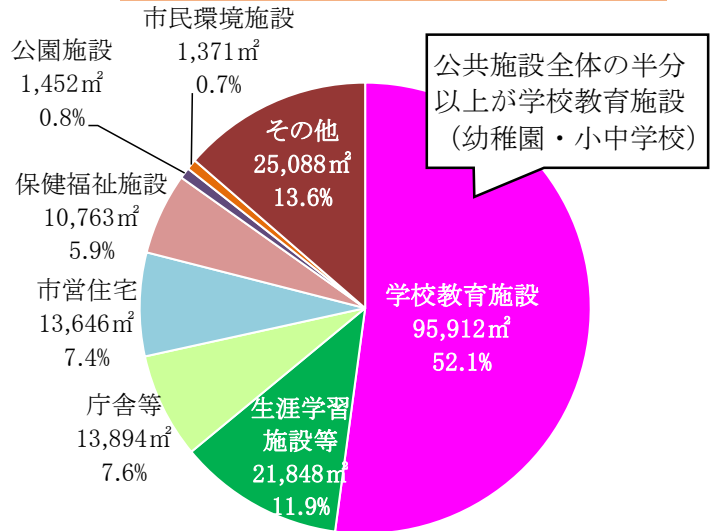
- 平成25年4月1日時点で本市が保有する施設及びPFI事業で運営している施設、計98施設を対象とします。
- 公営企業関連施設、インフラ・プラント系関連施設については対象外とします。

### (2) 用途別の延べ床面積の割合

- 本市が保有する公共施設の延べ床面積は183,974㎡で、市民一人当たり（平成25年4月現在）約2.40㎡です。
- 最も多いのは学校教育施設が95,912㎡で総面積の52.1%と半分以上を占めており、次いで、その他（泉大津市立駐車場、地域安全センターなど）が25,088㎡（13.6%）、生涯学習施設等が21,848㎡（11.9%）と続いています。

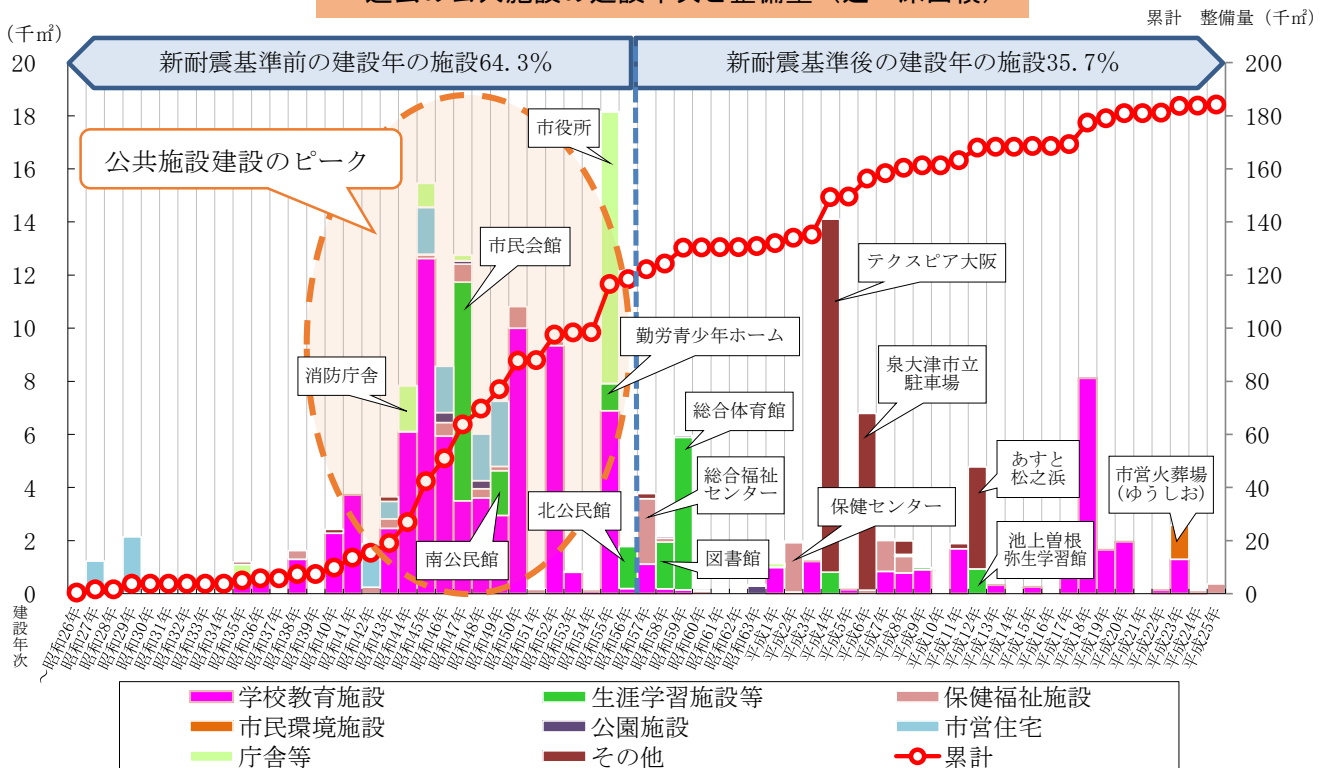
※公園施設は、公園内の建物（トイレ、倉庫、管理棟など）を指します。

用途別の公共施設の延べ床面積



### (3) これまでの公共施設整備量

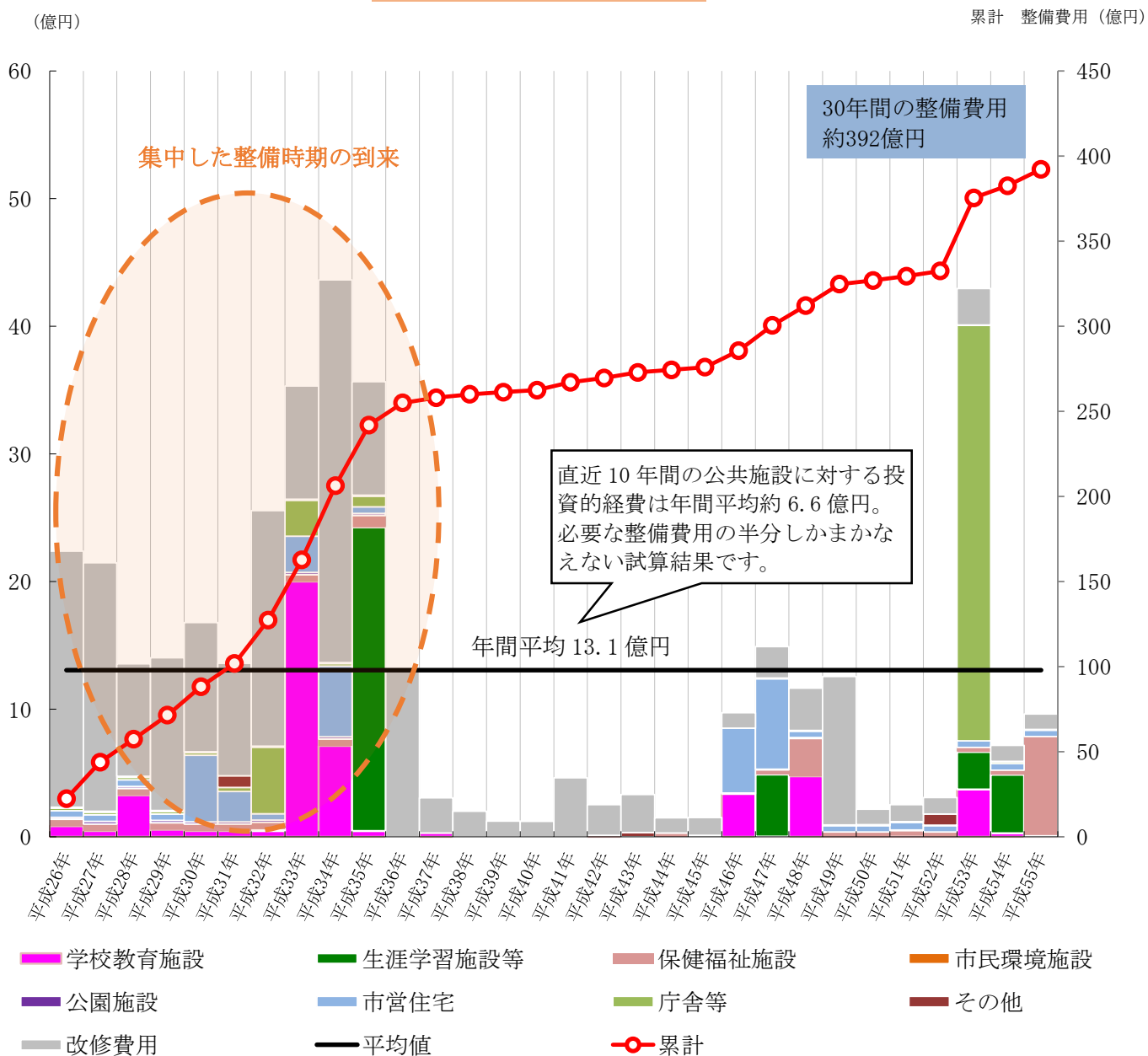
過去の公共施設の建設年次と整備量（延べ床面積）



- 昭和40年から昭和55年までが公共施設建設のピークとなっており、人口増加等の市の発展に伴い、学校教育施設や庁舎（市役所）・生涯学習施設など必要な公共施設を整備してきました。これらの施設は築後30年から40年程度経過しており、今後集中的に建替時期を迎えることとなります。

#### (4) 将来整備費用の試算

##### 公共施設の将来整備費用



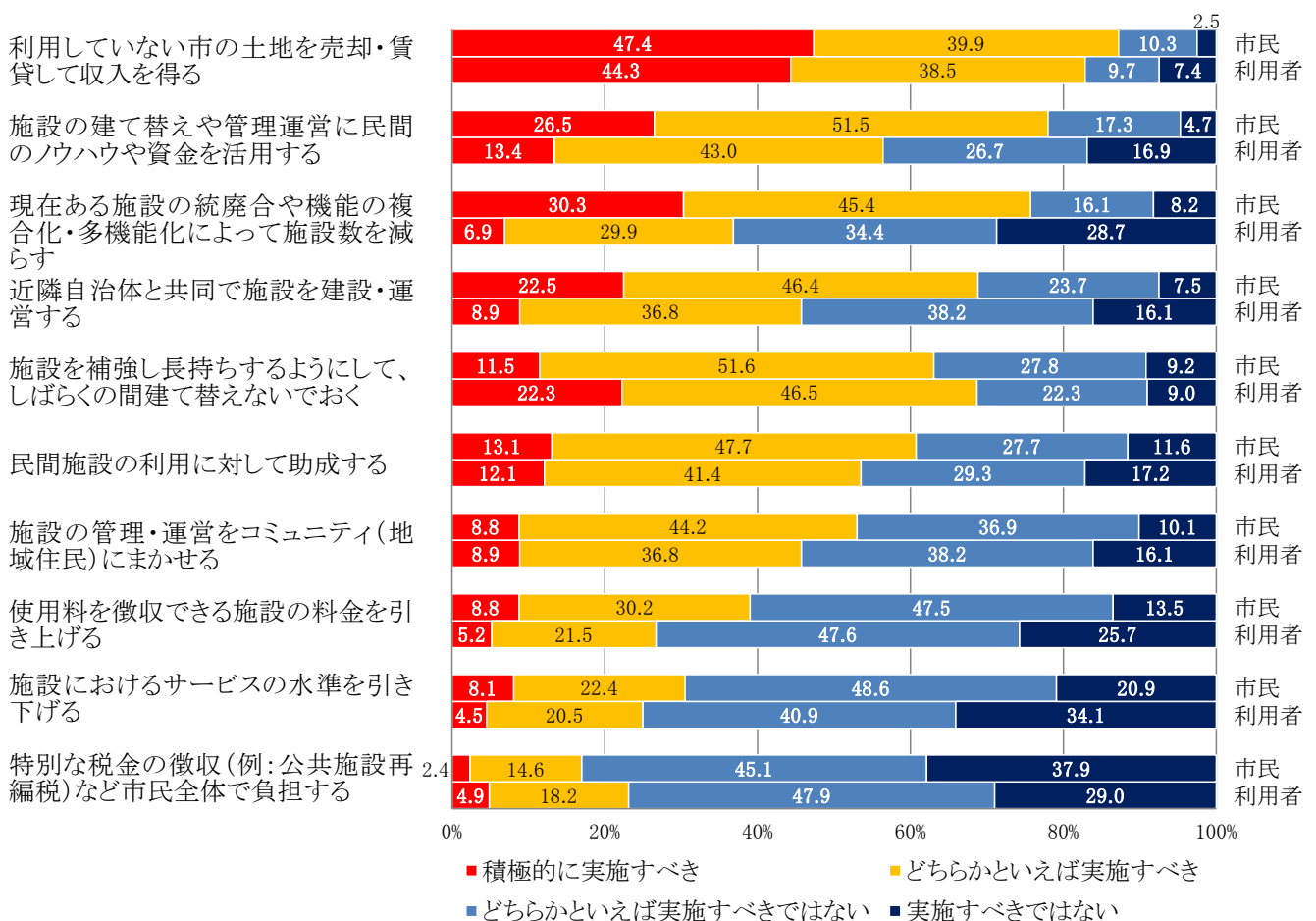
- 現在市が保有する公共施設について、一定の設定条件のもと、同じ構造、同じ面積で長寿命化改修や建替えを行うとして試算すると、将来的にかかる整備費用は今後30年間で約392億円となります。これは、年間平均約13.1億円の整備費用が必要であることを意味しています。
- 直近10年間の公共施設（ハコモノ）に対する投資的経費は年間平均約6.6億円となっており、年間整備費用の半分しかまかなえない試算結果となりました。



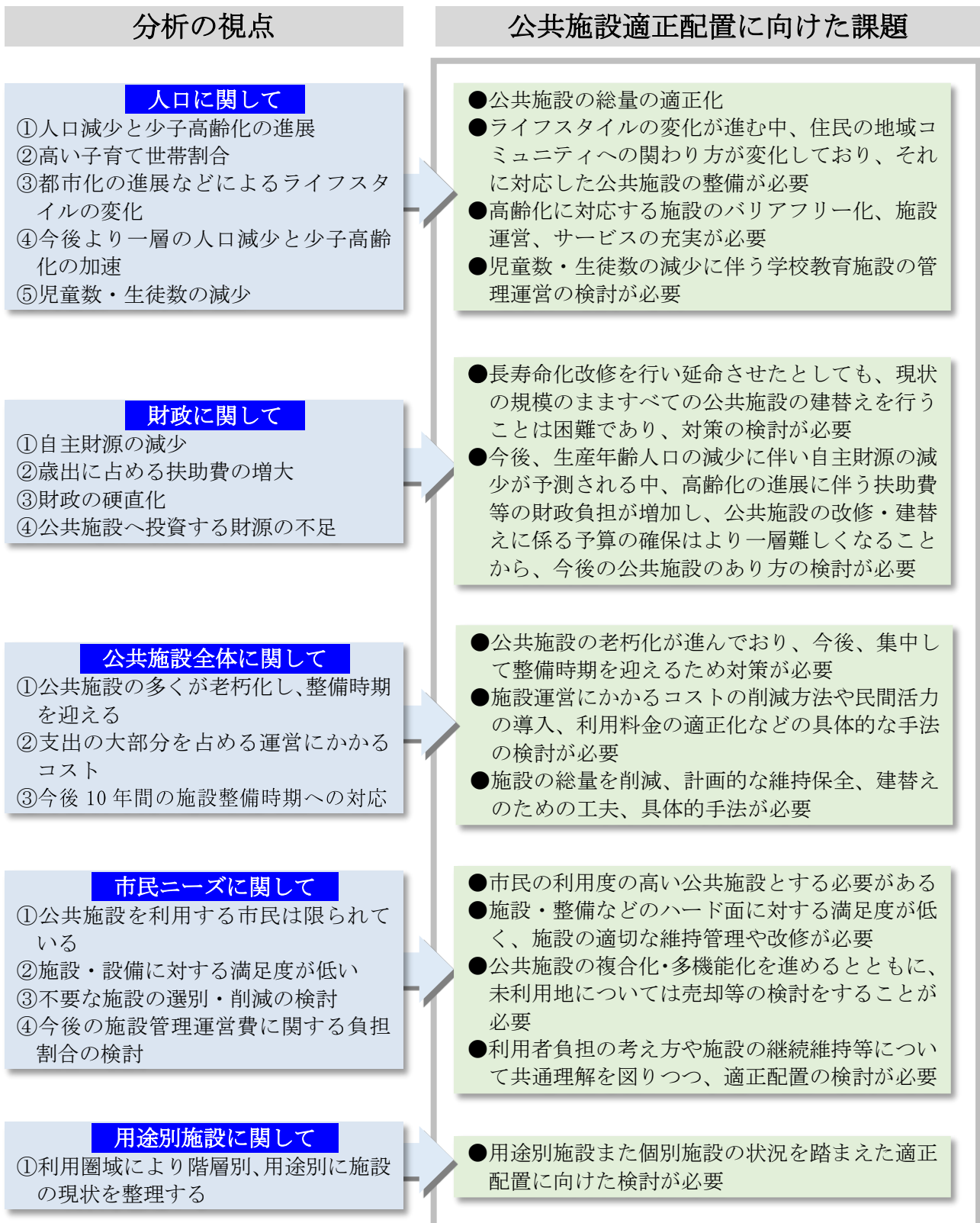
## ◆ 市民意向

- 今後、公共施設を維持していく上での必要な取り組みについて、市民アンケート、利用者アンケートともに、「利用していない市の土地を売却・賃貸して収入を得る」を実施するべきとする回答が最も多くなっています。
- 市民アンケートでは、「民間のノウハウや資金を活用する」、「複合化、多機能化によって施設数を減らす」を実施するべきとする回答が続く一方、利用者アンケートでは、「施設を補強してしばらくは建て替えない」、「民間のノウハウや資金を活用する」を実施するべきとする回答が続いています。

### 今後の公共施設の取り組み



## ◆ 公共施設適正配置に向けた基本方針体系図



## 基本理念（めざす姿）

誰もが利用しやすく誰もが集える公共施設

公共施設の複合化や多機能化を進め、質の高い公共サービスを提供するとともに、市民の交流、災害時の拠点として柔軟に対応できる公共施設を再生、再配置する

## 全体方針

### 基本方針 1

公共施設の建替えの際は、施設の複合化・多機能化を進める

### 基本方針 2

施設の長寿命化や適切な維持保全により、公共施設にかかるコストの圧縮を図る

### 基本方針 3

民間事業者や市民と連携し、公共施設サービスの質の向上を図る

### 基本方針 4

将来推計人口をもとに、公共施設の総量を圧縮する

### 基本方針 5

公共施設適正配置に向けた推進体制の構築を目指す

## 用途別方針

### 【全市施設】

- ・教育支援センター
- ・公民館
- ・生涯学習施設
- ・スポーツ・レクリエーション施設
- ・児童福祉施設
- ・高齢福祉施設
- ・保健施設
- ・墓地等
- ・火葬場
- ・市営住宅
- ・庁舎・事務所
- ・消防署・出張所
- ・駐車場
- ・その他

### 【地域施設】

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・児童福祉施設
- ・高齢福祉施設
- ・公園施設
- ・公衆便所
- ・その他

## ◆ 公共施設適正配置の全体方針

【基本理念（めざす姿）】

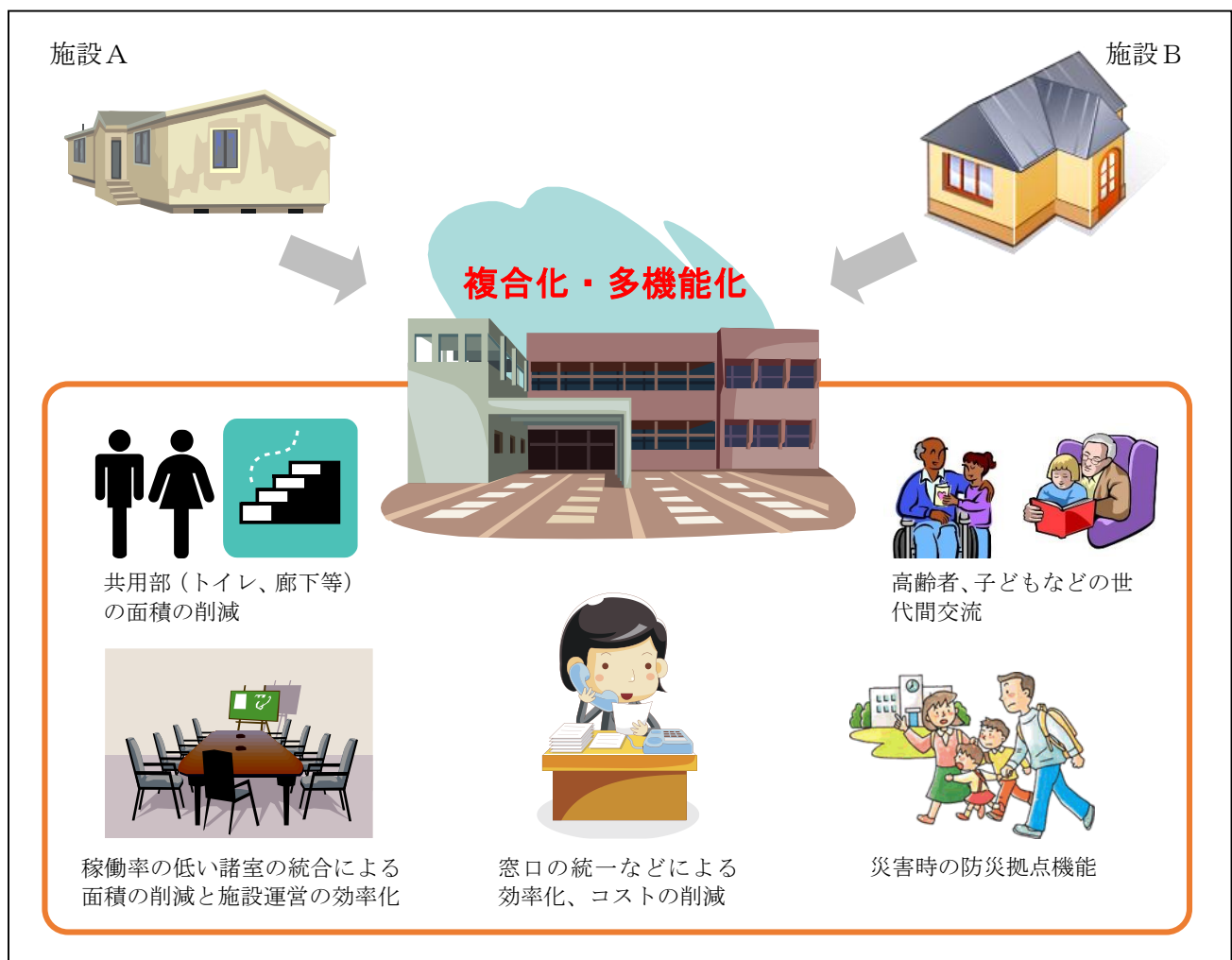
### 誰もが利用しやすく誰もが集える公共施設

公共施設の複合化や多機能化を進め、質の高い公共サービスを提供するとともに、市民の交流、災害時の拠点として柔軟に対応できる公共施設を再生、再配置する。

#### 基本方針1：公共施設の更新の際は、施設の複合化・多機能化を進める。 (施設の複合化・多機能化)

複雑・多様化する市民ニーズに対応し、サービスの質を維持・向上していくため、建替えの際は施設の必要性や稼働率、費用対効果を勘案し、今後の人口構造の変化や市民ニーズの変容に対応した施設として、複合化や多機能化を推進します。

また、本市には津波浸水想定区域が設定されており、津波避難ビルに指定されている公共施設もあることから、施設の複合化や多機能化に合わせて、防災機能を充実することで、地域の防災力の向上につなげていくこととします。



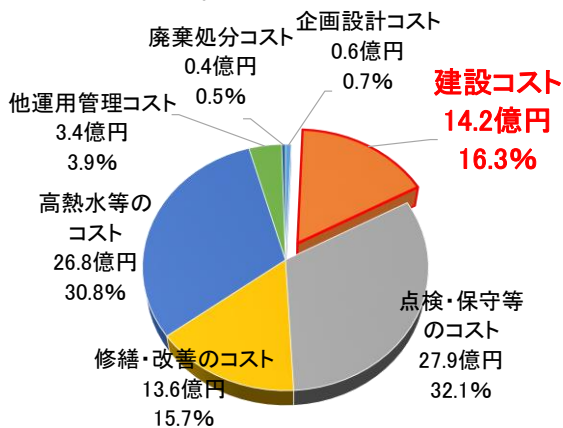


**基本方針 2：施設の長寿命化や適切な維持保全により、公共施設にかかるコストの圧縮を図る（コストの圧縮）**

厳しい財政状況の中では、財源確保、公共施設に係るコストの圧縮は必要不可欠です。そのため、下記に示す取組みを進めます。

**①ライフサイクルコストの縮減**

公共施設を建替える際は、建設、改修、解体までを見越してコストの圧縮を図ります。



全体 86.9 億円

LCC 6,400 m<sup>2</sup>型モデル円グラフ

(出典：一般財団法人 建築保全センター)

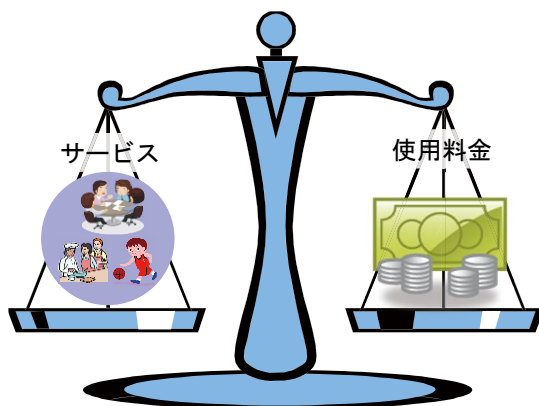
**②既存施設の適正な保全**

適切な時期に維持・改修（長寿命化改修）・保全を行い、可能な範囲で計画的に施設の長寿命化を図ります。



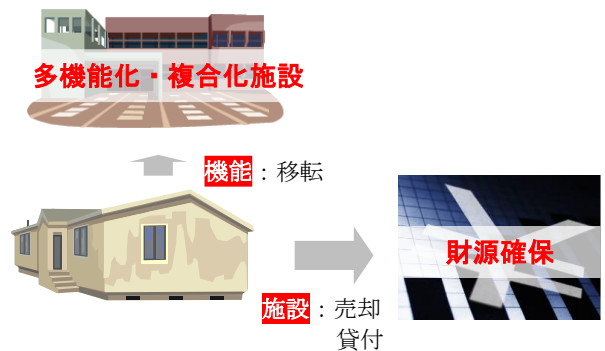
**③利用者負担の適正化**

全体の経費に対する負担割合が適切であるかどうかを含め、更なる利用者負担の適正化に取り組みます。



**④資産の有効活用の推進**

複合化・多機能化による新たな活用資産については積極的に売却・貸付などを行うことで、今後の公共施設整備のための財源確保を図ります。



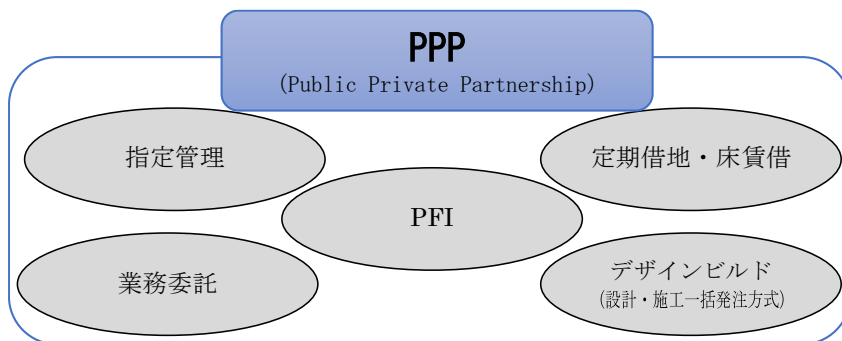
**基本方針 3：民間事業者や市民と連携し、公共施設サービスの質の向上を図る。  
(サービスの維持・向上)**

誰もが利用しやすく、多様な市民ニーズに対応する施設とするには、整備のためのさらなる経費や整備・運営ノウハウが必要になると考えられます。

そのため、効率よく質の高い公共施設サービスを提供することを目的として、民間事業者や市民と連携し、下記に示す取組みを進めます。

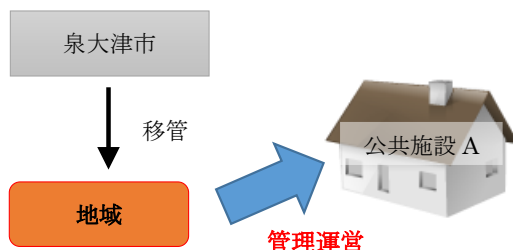
**①民間活力の導入**

指定管理者制度の活用など PPP（公民連携）の取組みにより、民間の知識やノウハウの活用によるサービス向上に取り組みます。



**②地域移管の推進**

地域利用の公共施設については、施設を地域に移管することを推進します。

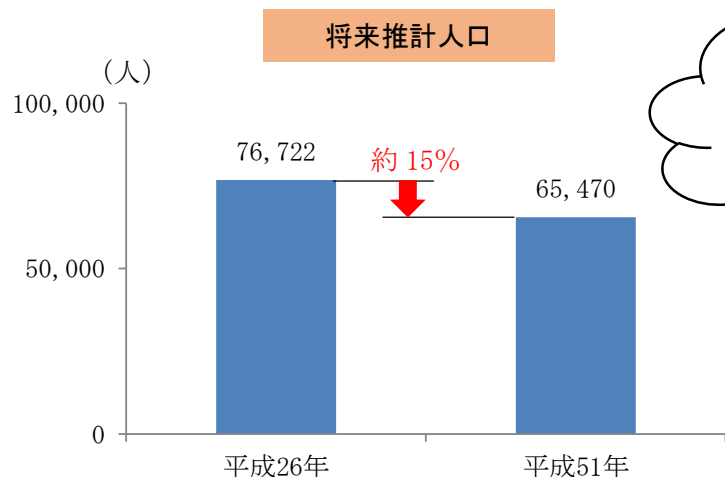


**③民間施設の活用や民間による公的サービスの展開**

公共サービスの機能の維持を第一に考え、民間施設の活用や民間による公的サービスの提供など、そのあり方について検討を進めます。

**基本方針 4：将来推計人口をもとに、公共施設の総量を圧縮する。(総量の圧縮)**

将来推計人口をもとに、市民 1 人当りの公共施設面積 (2.40 m<sup>2</sup>) を基本とし、施設の機能維持、複合化・多機能化を適正に判断して、平成 51 年までには公共施設の総量を 15% 以上削減することを当面の目標とします。さらに、今後の利用状況の変化に応じた施設の見直しを適宜行うことにより、可能な限り総量削減に取り組みます。



今後の人口動態を踏まえ、利用者数に見合った公共施設の総量とすることが求められます。



**基本方針 5：公共施設適正配置に向けた推進体制の構築を目指す。（共通理解と体制の構築）**

公共施設の適正配置を推進するためには、個々の施設について、その施設を所管する部署でそれぞれ管理運営していたものを、保有するすべての施設とその環境について、常に経営的視点をもって全庁的に公共施設の最適化を目指す戦略的取組みが必要です。

そのため、施設所管課ごとにファシリティマネジメント担当者を選定するなど、ファシリティマネジメントに必要な取組みを推進し、全庁一体的に公共施設の適正配置・適正管理を目指します。

ファシリティマネジメントとは…企業・団体等が保有または使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動  
 (※JFMA (公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会) による定義)

**◆ 用途別施設の適正配置方針**

本方針では、本市の公共施設をその利用圏域によって、全市レベル（主として市域全体の住民の利用を想定した施設）、地域レベル（主として市内特定の地域住民を対象とした施設）の2階層に分類しました。

その分類別に、次の指針に基づき施設の配置のあり方について検討を進めます。

A 群	施設の機能維持を前提とし、必要なスペースを確保する。 またd、余剰スペースの活用による他施設との複合化・多機能化や減築等による規模の縮小化を図る。
B 群	施設機能の必要性を検討することを前提とし、その機能の維持が必要と判断したものについては、A施設への複合化・多機能化、もしくはB施設同士の複合化・多機能化を図る。

検討 指針	利用圏域	
	全市施設	地域施設
A群	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">●庁舎・事務所</li> <li style="width: 50%;">●墓地等</li> <li style="width: 50%;">●消防署・出張所</li> <li style="width: 50%;">●火葬場</li> <li style="width: 50%;">●駐車場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校</li> <li>●中学校</li> </ul>
B群	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">●教育支援センター</li> <li style="width: 50%;">●児童福祉施設</li> <li style="width: 50%;">●公民館</li> <li style="width: 50%;">●高齢福祉施設</li> <li style="width: 50%;">●生涯学習施設</li> <li style="width: 50%;">●保健施設</li> <li style="width: 50%;">●スポーツ・レクリエーション施設</li> <li style="width: 50%;">●市営住宅</li> <li style="width: 50%;">●その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園</li> <li>●公園施設</li> <li>●児童福祉施設</li> <li>●公衆便所</li> <li>●高齢福祉施設</li> <li>●その他</li> </ul>

※詳細は本編をご覧ください。



泉大津市公共施設適正配置基本方針《概要版》  
(公共施設の現状と今後の基本的な考え方)

---

平成 26 年 12 月

発行 泉大津市  
〒595-8686  
大阪府泉大津市東雲町 9 番 12 号  
TEL 0725-33-1131  
FAX 0725-21-0412  
編集 泉大津市 総務部 総務課